

別表 6 - 1

事業実施地区の成果目標及び経営体の成果目標の目標水準

| 目 標 項 目 | 目 標 水 準 (事業実施年度の翌々年度の姿) |
|----------------|--|
| 必須目標 | 以下の目標を必ず設定すること。 |
| ① 付加価値額の拡大 | 付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。 |
| 選択目標 | 以下の②から④までのうち1つ以上を設定すること。 |
| ② 農産物の価値向上 | 新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。 |
| ③ 単位面積当たり収量の増加 | 新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。 |
| ④ 経営コストの縮減 | 栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。 |
| 事業関連取組目標 | 別表 7 - 1 及び 7 - 3 で定める配分基準表の各項目欄について、目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を目標として設定すること。 |
| ⑤ 経営面積の拡大 | 利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。 |
| ⑥ 労働時間の縮減 | 栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。 |
| ⑦ 経営管理の高度化 | 農業経営の法人化を行う。 |

注：成果目標は、原則として経営体の取組全体を対象として設定するものとする。

別表 7-1

融資主体支援タイプにおける配分基準表

| 項目 | 現状の水準 | 点数 |
|------------|---|------------|
| ① 付加価値額の拡大 | ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 | |
| | a 300万円以上 | 1経営体につき 1点 |
| | b 600万円以上 | 1経営体につき 2点 |
| | イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 | |
| | a 3%以上 | 1経営体につき 1点 |
| | b 10%以上 | 1経営体につき 2点 |
| | c 15%以上 | 1経営体につき 3点 |
| | d 20%以上 | 1経営体につき 4点 |
| | e 30%以上 | 1経営体につき 5点 |
| | ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア) 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。 | |
| | a 100万円以上 | 1経営体につき 1点 |
| | b 200万円以上 | 1経営体につき 2点 |
| | c 300万円以上 | 1経営体につき 3点 |

| | | |
|-----------|---|--------------|
| | d 400 万円以上 | 1 経営体につき 4 点 |
| | e 500 万円以上 | 1 経営体につき 5 点 |
| | (イ) 目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。 | |
| | a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50 万円) 以上 | 1 経営体につき 1 点 |
| | b 基準額の 10%増し以上 | 1 経営体につき 2 点 |
| | c 基準額の 20%増し以上 | 1 経営体につき 3 点 |
| | d 基準額の 30%増し以上 | 1 経営体につき 4 点 |
| | e 基準額の 40%増し以上 | 1 経営体につき 5 点 |
| ② 経営面積の拡大 | 以下のいずれかの取組に該当している。 | |
| | a 目標年度に現状より 4 ha(施設園芸作の場合は 20%、果樹作の場合は 10%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。 | 1 経営体につき 5 点 |
| | b 目標年度に現状より 3 ha(施設園芸作の場合は 15%、果樹作の場合は 7.5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。 | 1 経営体につき 4 点 |
| | c 目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より 2 ha(施設園芸作の場合は 10%、果樹作の場合は 5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。 | 1 経営体につき 3 点 |
| | d 目標年度に現状より 1 ha(施設園芸作の場合は 5%、果樹作の場合は 2.5%) 以上の経営面積の拡大を行うこととしている。 | 1 経営体につき 2 点 |

| | | |
|------------|--|--------------|
| | e 上記 a から d までに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。 | 1 経営体につき 1 点 |
| ③ 労働時間の短縮 | 栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。 | |
| | a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。 | 1 経営体につき 1 点 |
| | b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。 | 1 経営体につき 2 点 |
| | c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。 | 1 経営体につき 3 点 |
| ④ 経営管理の高度化 | | |
| | ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。 | 1 経営体につき 2 点 |
| | イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。 | 1 経営体につき 1 点 |
| | ウ 農業版事業継続計画 (BCP) を策定 (チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。) している。 | 1 経営体につき 1 点 |
| | エ 青色申告を行っている。 | 1 経営体につき 1 点 |

| | | |
|----------|---|--|
| ⑤ 新規就農 | <p>事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。</p> <p>ただし、認定就農者である場合に限る。</p> | <p>1経営体につき 2点</p> <p>なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。</p> <p>a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員のおお半が50歳以下である場合に限る。）は、2点</p> <p>b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合は、1点</p> |
| ⑥ 農業者の育成 | <p>農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。</p> | <p>1経営体につき 1点</p> <p>なお、受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、1点加点する。</p> |
| ⑦ 女性の取組 | <p>以下のいずれかに該当している。</p> <p>ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）</p> <p>イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織</p> <p>ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの</p> | <p>1経営体につき 3点</p> |
| ⑧ 輸出の取組 | <p>ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。</p> | <p>1経営体につき 1点</p> |
| | <p>イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。</p> | <p>1経営体につき 1点</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|------------|
| ⑨ 環境配慮の取組 | 有機JASの認証を受けている。 | 1経営体につき 1点 |
| ⑨ 労働環境の改善 | ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。 | 1経営体につき 1点 |
| | イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。 | 1経営体につき 1点 |
| | ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。 | 1経営体につき 1点 |

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。